平成２４年（フ）第１１５号
岡山県倉敷市玉島１丁目11番13号
債務者　白神　由香
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
岡山県総社市泉８番地40
債務者　田中　隆雄
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
岡山県総社市泉８番地40
債務者　田中マスミ
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
岡山県総社市泉８番地40
債務者　藤井　妙美
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
岡山県倉敷市玉島柏島3862番地３
債務者　守下　一人
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１３６号
岡山県倉敷市上東1058番地10　三村コーポ102号室
債務者　藤木　睦子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１４３号
岡山県倉敷市二日市291番地３　ファンハイツＫ１―101号
債務者　山﨑　芳樹
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第８１１号
横浜市南区永田山王台34番２号
債務者　司茂　依子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１００号
神奈川県藤沢市遠藤740番地の２　湘南ハイツＢ―101
債務者　太田　直輝
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７号
熊本県八代市高下西町1337番地10
債務者　永盛　　幸（旧姓深田）
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月22日午後２時
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第３２号
熊本県八代市迎町２丁目３号13番地　205
債務者　松永　雄介
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月22日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第２４５３号
大阪市住之江区西加賀屋１丁目３番８―215号
債務者　銅銀知英子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６号
長野県佐久市瀬戸999番地19
債務者　相澤　健一
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１１号
北海道室蘭市増市町１丁目17番18号
破産者　岡島　美華（旧姓本木）
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
宮崎県都城市大王町26街区11号
破産者　新宮　博子
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第２８号
長野県松本市大字島内1693番地26
破産者　坪内　　清
1　破産債権の届出期間　平成24年７月25日まで
2　一般調査期日　平成24年９月24日午後１時30分
平成24年６月25日　長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第７７４号
名古屋市守山区小幡常燈７番５号　ファミールコーポ小島202号
破産者　谷口　康弘
1　破産債権の届出期間　平成24年７月25日まで
2　一般調査期日　平成24年９月６日午後３時15分
平成24年６月25日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３６号
埼玉県川越市新宿町５丁目13番地42　新宿団地６―108号室
破産者　早坂　純一
1　破産債権の届出期間　平成24年７月26日まで
2　一般調査期日　平成24年８月29日午後２時
平成24年６月26日
さいたま地方裁判所川越支部